



施設使用料の見直しについて

◆三十四番（福田たえ美 議員） まず初めに、施設使用料の見直しについて伺います。

十一月の常任委員会において、令和七年十月からの施設使用料等の改定額の案が示されました。今回の施設使用料の見直しは、前回、施設使用料の変更を行った平成三十年度と比較し、令和四年、五年度の管理運営経費を類似施設ごとの比較で約一七％から二〇％の増加を背景に、区民会館以外の各施設等の使用料を、従来と同様のスライドで値上げの改定としています。

使用料の根拠は、施設の維持管理にかかわる経費やサービスの提供にかかわる経費であります。継続的に事務の効率化を行い、より低廉な料金で質の高いサービスが提供できるよう、絶え間ない努力の上で施設運営を行うことが重要です。

今回の値上げの説明は、物価高騰などの影響などとされていますが、民間の類似施設より高額になる上げ幅を示すのには理解し難いです。使用料を値上げするに当たり、区民にとって負担増にする根拠や理由などを明確にし、負担を強いた財源でより多くの公共サービスを充実させる観点があってこそ、区民への説明責任を果たし、合意を得られると考えます。

区民の方から、従前から、老朽化した施設の改善や新しい施設でのWi-Fi環境の改善などの声を届けるが、一向に改善の時期も示されないまま、施設の使用料の値上げへの理解は得難い状況です。

一例として申し上げます。二子玉川地域では、鉄道の路線がない地域が広範囲にあり、区民の足代わりとなるバス路線も、廃止や運行状況の変更など、移動手段を自転車へとシフトする環境となっており、駐輪場は生活の上で大きな役割を果たしています。

このような状況下で、区立自転車等駐車場の使用料の改定案では、定期利用の月額が一般、学生ともに改定前の千円の上げ幅を示し、最終的には近傍の類似民間施設の利用料金を参考に設定するとされています。しかし、民間の料金設定には、区にはないサービス提供を含めた料金設定であります。

ここで三点伺います。

一点目に、今回の施設使用料の見直しについて、上昇した施設の維持管理費用の一部負担との考えにとどまらず、区民目線でサービス向上の視点が重要です。区の見解を伺います。

二点目に、類似の民間施設の料金も参考に施設使用料を検討することですが、民間より高額になる使用料の幅の提示には違和感があります。金額の比較のみではなく、提供するサービスの違いを比較した使用料の検討が必要と考えます。区の見解を伺います。

三点目に、区の施設のサービスとコストの面から、民間の活用並びに運営上などのサービスの視点を測る基準の設定が必要と考えます。区の見解を伺います。

豪雨対策について

次に、豪雨対策について伺います。

国土交通白書によると、令和元年東日本台風は、一九八〇年以降の気温上昇が約一度となったことで総降水量が一〇・九％増加したこと、平成三十年七月豪雨では、五十年に一度の大雨の発生確率が、地球温暖化によって約三・三倍になったことが要因と分析し、自然災害の激甚化、頻発化が懸念をされています。

雨水流出抑制に寄与するみどり率が区の平均を上回っていた砧・玉川地域において相続などによる農地の転用や土地の細分化が進み、減少傾向となっています。

さらに、砧・玉川地域は、国分寺崖線と多摩川の間では谷間となっている地形があり、ゲリラ豪雨時では、国分寺崖線の湧き水が流入する位置を流れる丸子川からの溢水と国分寺崖線を通る急勾配な坂道から滝のように流下してくる雨水の影響が重なり、浸水被害に及びます。

区は、貯留や浸透機能の施設を公共施設や道路への整備とともに、民間の住宅などへの設置への協力を働きかけていますが、宅地化が進む中、土地の細分化や用途地域の関係で大規模な住宅の建設が難しく、設置推進の困難さがあります。

地球温暖化と激甚化する災害、さらに区内の土地利用の変化、地勢などを踏まえた雨水流出抑制には、一層の工夫と取組が重要と考えます。

貯留施設、浸透施設も日進月歩で、透水性舗装なども、新たな施工法や材料などで浸透度を上げることが可能となってきています。

ここで二点伺います。

一点目に、インフラ整備の中で下水処理能力を超える雨量による水害の発生件数を低減させるために、今後の区で行う道路や公園整備などのインフラ整備において、より浸透性のある部材や技術開発の情報収集に努め、それを具体化していくべきと考えますが、区の見解を伺います。

二点目に、区が指定した水害時の避難所は、急な勾配の国分寺崖線の坂道を上らなくてはたどり着かない位置にあります。地域の方から、台風十九号のときも、滝のような雨が国分寺崖線の坂道を流下してきて、避難の困難さを語っておりました。浸水被害と避難時の困難さを軽減することが大変重要であります。

区内には、地勢やインフラの整備状況、また、過去の水害から、ゲリラ豪雨のような短時間に集中する豪雨の際に水害が想定される区域に、区として、河川からの溢水防止策、浸水被害対策を一層進めるべきと考えますが、区の見解を伺います。

脳健康度検査の導入について

最後に、脳健康度検査の導入について伺います。一日でも長く健康寿命の延伸を、また、認知症になっても安心して暮らせる世田谷区への思いで質問をしてみたいです。

厚生労働省の推計では、二〇四〇年には認知症が約五百八十四万人、軽度認知障害（MCI）が約六百十二万人にも上るとされ、認知症は六十五歳以上の高齢者のおよそ一五％、六・七人に一人の割合です。

二〇二二年の約四百四十三万人から大幅に増え、さらにそれより多くの高齢者が軽度認知障害になる可能性があるとの予測をされています。

軽度認知障害は、認知症の前段階で、認知症ではなく、日常生活は自立をしているが、以前に比べて認知機能が低下をし始めた状態で、一年で約一六から四一％の人が健常な状態に戻れること、また、令和五年十二月に軽度認知障害の患者さんにも使える薬が承認されたことなど、早期発見、早期治療や生活習慣改善などが重要となってまいりました。

本区の認知症で、日常生活自立度の判定Ⅱ以上の方の伸び率が要介護認定者を上回る状況です。区は、もの忘れ相談などを実施していますが、既に認知症の段階に入ってきた方の相談であり、早期の段階への対応に、さらに工夫が必要と考えます。

認知症の早期発見、早期対応で健康寿命の延伸につなげるため、脳の健康度検査を導入する自治体が増えています。ゲーム感覚で誰でも手軽に、場所を選ばず実施可能であり、自身の脳の状況を、反応速度、注意力、記憶力、視覚学習など、複数の視点から脳の健康状態が数値化され、健康寿命延伸への取組への気づきとしています。

広島県廿日市市では、地域包括支援センターが地域に出る出張型で地域のイベントを活用し、相談と脳の健康度検査を実施することで、待っているだけでは相談につながらない人への対応にもつながっています。

東京都の認知症に関する予算を活用して、足立区、文京区など十二区が、民間のノウハウを活用し、脳の健康度を知る機会をつくり、早期発見、そして医師会との連携で早期対応の体制構築も推進しています。

令和二年十月に世田谷区認知症とともに生きる希望条例が施行され、第一期計画のよい取組を全区展開とする第二期は、一期で構築をしてきた多職種の連携を生かし、早期発見後の体制構築を可能とする時期に入ってきています。

ここで三点伺います。

一点目に、認知機能の変化への対応について区の実施状況を伺います。

二点目に、軽度認知障害などの早期発見と早期対応への区の実施状況を伺います。

三点目に、認知症の早期発見、早期対応の体制の構築が必要と考えます。東京都では認知症検診推進事業として、今年度から自治体の工夫で活用しやすくなり、十分の十の補助で検診の導入が可能となります。脳の健康状態を知る機会の創出と検査後の対応の重要性から、世田谷区が構築してきた多職種連携の強みを生かして体制構築を行うべきと考えます。区の見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

◎有馬 政策経営部長 私からは、施設使用料の見直しについて三点お答えいたします。

初めに、施設におけるサービスについての区の実施状況を伺います。

施設使用料等の額は、施設における人件費や光熱水費などの管理運営に要する経費の一定

割合を利用する方に御負担いただきたいという考えに基づき算定しております。

今回の使用料等の改定では、施設の利用を妨げるような急激な改定にならないよう、改定率の上限を原則として三割とするほか、高齢者や障害者、十八歳以下の方の利用については、改定率や改定方法に一定の調整を加えるなどの配慮を行い、今回の案としてお示ししております。お話のありましたサービスの視点については、公共施設が区民の福祉の増進を目的として設置されていることから、その設置目的を達成できるレベルが求められ、さらに、そのサービスの向上を図っていく必要があるものと考えております。

二点目としまして、類似の民間施設のサービスの違いを比較した使用料の検討についてお答えいたします。

民間類似施設におけるサービス水準の比較は、使用料の額の算定基準そのものではございませんが、区の施設の使用料の額が著しく妥当性を欠く場合は、改定時の参考事情となり得るものと考えております。

お話のありました区立自転車等駐輪場については、条例に規定する利用料金を上限として改定額を定めてまいります。検討に当たりましては、生活における駐輪場の必要性の高さや、放置自転車の発生抑制の観点を踏まえるとともに、民間施設のサービス、料金を参考とするよう施設所管課と調整してまいります。

区としましては今回の使用料改定の機会を捉え、この間のサービス水準を向上できるよう、また、設置目的を達成できるよう積極的に取り組んでまいります。

最後に、民間の活用並びにサービスの視点を測る基準の設定についてでございます。

使用料などに関する考え方を定めた適正な利用者負担の導入指針では、施設の性質別に管理運営経費に対する利用者負担割合の基準を示しておりますが、議員御指摘のとおり、使用料の引上げのみではなく、サービス向上による利用率の改善や経費削減とともに達成を図るものと考えております。

また、今回の改定に当たりましては、スポーツ施設の個人利用におきまして、区民と区民以外の方への利用のルールをより適正に行うことにより、収入のより確実な確保を図るなどの検討を行っております。

さらに、今回の使用料改定を踏まえ、使用料に関する考え方を整理し、利用者負担の導入指針の見直しを検討してまいります。見直しにおいては、お話にありましたサービスの向上や民間活用等の視点も含め進めてまいります。引き続き施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で魅力的な存在となるべく、一層工夫を重ねてまいります。

以上でございます。

◎鎌田 土木部長 私からは、豪雨対策について二点御答弁いたします。

まず、今後のインフラ整備において、技術開発の情報収集に努め、それを具体化する件についてでございます。

区が実施している流域対策におきましては、公共施設や民間施設の各施設ごとに単位対策量を設定し、令和十九年度までに時間雨量十ミリ以上の雨水流出抑制を図ることを目指して

取り組んでおります。

このうち、道路や公園など公共施設整備では、河川エリアごとや流域対策推進地区において対策量を強化し、透水性舗装や浸透枳などの雨水貯留浸透施設の設置を進めております。

議員お話しの新材料や新工法につきましても、今後、国土交通省で提供している新技術情報提供システムなどを用いて調査研究を行い、従来施設よりも有効性が見込まれるものにつきましては、施工条件や設置場所、トータルコストなど多角的な観点から活用について検討してまいります。

次に、地勢やインフラ整備状況などを考慮したゲリラ豪雨の際の水害対策についてでございます。

区ではこれまで、河川管理者である東京都に対し、大田区、目黒区などから成る城南五区下水道・河川連絡協議会などの場を活用し、浸水被害対策等について要望活動を行っており、今後も継続してまいります。

同時に区は、豪雨による大量の雨水が一気に河川に流入することを抑制するため、勾配が急な道路には横断グレーチングを設け、道路に降った雨水を下水道に流すことに加え、透水性舗装、浸透枳を設置する流域対策などを実施しており、これらの積み重ねにより、急激に河川に負荷をかけない取組を進めてまいりました。

しかしながら、昨今の地球沸騰化の影響もあり、今年は日中の気温が高く、夕方から夜半にかけて急激な豪雨に見舞われる現象が多々ございました。こうしたことに対応するため、地域の実情に合うように、台地側では流域対策を強化するとともに、急勾配な道路に当たっては排水設備の増設を行うなど、低地側への負担軽減を検討することも含め、多方面から浸水被害の軽減に向け取り組んでまいります。

私からは以上です。

◎山戸 高齢福祉部長 私からは、脳の健康度検査の導入に関して順次御答弁いたします。

まず、認知機能の変化への取組と、MCIなどの早期発見と早期対応への区の考えについてです。

区では、物忘れや認知症への気づきを促すため、第二期世田谷区認知症とともに生きる希望計画において、本人や家族への相談支援体制の強化を取組項目として位置づけ、物忘れや認知症が心配な方を対象とした医師との相談会を全二十八地区で開催するとともに、各地区のあんしんすこやかセンターの物忘れ相談窓口の利用促進や、自分でできる認知症の気づきチェックリストを、七十五歳到達時の後期高齢者医療被保険者証に同封するなどの取組を進めております。

MCIと言われる軽度認知障害は、早期のうちに運動や食生活等の改善、医療や社会活動等につながることで、認知症の発症の遅延や進行の抑制に効果があると言われております。

御指摘のように、国が今年五月に示した推計によれば、二〇四〇年には認知症の高齢者が五百八十四万人、MCIの方は六百十二万人に上るとされています。認知症の早期発見や早期対応の取組は重要であると認識しており、取組の強化に向け検討を進めてまいります。

次に、脳の健康状態を知る機会の提供と医療、福祉へつなぐ体制の構築についてです。

認知症の早期発見の手法としては、医師による問診や画像検査など様々なものがありますが、議員お話しのゲーム感覚でできる気軽な認知機能チェックは、地域でのイベント等でも活用できることから有用であると考えております。

区といたしましては、認知症の早期発見はもとより、第二期世田谷区認知症とともに生きる希望計画で掲げている診断後支援・相談体制までが一体となったスキームが重要であると考えております。MCIを含む認知症の早期発見や早期対応の取組の強化に向け、来年度より始まる次期認知症とともに生きる希望計画の策定作業の中で、医師会等と連携しながら、東京都の認知症検診に係る補助金の活用も含めて取組の方向性を検討してまいります。

以上です。

◆三十四番（福田たえ美 議員） ありがとうございます。では、施設使用料の改定についてだけ再質問させていただきます。

今回、適正な利用者負担の指針というのがありますけれども、これが受益と負担の在り方のみで、サービスの基準がないということであります。今回、指針の検討をするということですが、そのスケジュールについてお聞かせください。

◎有馬 政策経営部長 再質問にお答えいたします。

平成二十二年十二月に策定した現行の適正な利用者負担の導入指針では、使用料等の改定をおおむね三年ごとの検討としております。改定のサイクルを含めて、今後指針の見直しを検討し、次回の使用料等改定の検討時期に向けて、更新に取り組んでまいります。

以上でございます。